

一宮市病院事業部告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので、次のとおり告示する。

受託人

(1) 名 称 三菱UFJニコス株式会社

所在地 東京都文京区本郷3-33-5

(2) 名 称 株式会社名古屋カード

所在地 名古屋市中区上前津二丁目4番5号

(3) 指定した日

(4) 納付事務に係る歳入等

一宮市病院事業の業務に係る使用料及び手数料

令和8年4月1日

一宮市病院事業管理者

松浦 昭雄